

映画「靖国 YASUKUNI」に関する通知（3次）について

当神社は平成20年5月1日、有限会社龍影と李纓監督に対し、映画「靖国 YASUKUNI」に関する再通知を行いましたが、5月13日付の回答書を踏まえ、昨日、以下の通知書を送付しました。

当神社としては、一日も早く誠意ある対応がなされることを期待する次第です。

平成20年5月27日

靖國神社広報課

## 通 知 書

拝復 有限会社龍影（以下「龍影」といいます。）及び李  
纓氏の代理人である貴職からの平成20年5月13日付け  
回答書に対し、次のとおり通知します。

当神社は、龍影及び李纓氏に対して、これまでの通知書  
において、1) 靈璽奉安祭の撮影、2) 社務所内での撮影  
、3) 遊就館内での撮影が、当神社の撮影許可を受けてお  
らず、無断撮影である旨を指摘してきました。

これに対する貴職の回答は、靈璽奉安祭の撮影及び遊就  
館内での撮影は、隠し撮りではなく、撮影を制止されたこ  
ともないので、問題はないというものです。また、社務所  
内での撮影については、肖像権やプライバシーに関する法  
的問題はないというものです。

まず、靈璽奉安祭の撮影及び遊就館内での撮影について  
は、撮影許可が必要であることを知らずに撮影したのか、  
それとも、撮影許可が必要であることは認識していたが、  
制止されるまでは撮影を強行しようという認識で撮影した  
のか、どちらであるのか明確に回答することを求めます。

次に、社務所内での撮影については、映像そのものに当  
神社の広報課長が撮影を止めるよう求めている場面があり

ますので、当神社から撮影の中止を求められていることを認識しながら、撮影を継続したということでよいのかどうか回答して下さい。

貴職の回答は、事実関係には敢えて触れず、「問題はない」、「法的問題はない」といった法的な評価を強調するものでありますが、当神社は、当初から当神社の定める撮影許可手続に違反し、また、許可条件を遵守していないという点を問題にしているのに対し、貴職は、それらの点に対する明確な回答をせず、法的評価に関する主張を述べるだけであり、誠実に回答しているとは考えられません。

また、龍影及び李纓氏は、当神社の御神体が「神剣及び神鏡」であることを知りながら、敢えて「日本刀」、「刀」としたのか、それとも知らないまま「日本刀」、「刀」としたのか、その点についても明確に回答して下さい。

監督の李纓氏は、公式パンフレットの「製作者の言葉」において、「靖国神社の御神体は刀である。それに対しての問い合わせでもあるこの映画の《ご神体》は、ある意味に置いて《鏡》といえるだろう。」という記載していることからすると、龍影及び李纓氏は、当神社の御神体が「神剣及び神鏡」であることを知りながら、敢えて「日本刀」、

「刀」としたものではないかの強い疑いがあります。そして、そのようなことをしたのは、本映画において、靖國神社で作られた日本刀が戦場で人を斬る武器として使われていたこと、そのような日本刀が靖國神社の御神体であるとの誤った事実をセンセーショナルにアピールしたいとの狙いであると推察せざるを得ません。

その点が本映画の一貫したテーマであることは、本映画中の「246万6千余の軍人の魂が移された一振りの刀が靖国神社の御神体である」との字幕に象徴され、また、本映画の映像全体から明らかです。そして、そのような狙いが成功していることは、映画評論家の佐藤忠男氏の公式パンフレットの「評論」における次の記載から明らかになっています。

「それら、この日、この場での情念のうねりとその激突のありようを克明に記録しながら、李纏監督は要所々々で日本刀をめぐる静かな会話にもどる。そして日本人の言う日本刀の美とか精神とはなにかということをイメージとして問いつめてゆく。そして結局それは捕虜の首を斬る日本軍人というところに収斂してゆくのである。事実上、近代の戦場で日本

刀が用いられる機会はそれぐらいしかなかったはずであるし、戦争の残酷な面は軍の検閲が厳しく取り締ったにもかかわらず、捕虜を日本刀で斬る瞬間、斬ろうとする瞬間などはずいぶん写真に撮られており、それが早くから国際的にも出回って日本軍の残虐さの証拠として見られていた。

その刀が今なお、じつは靖国神社のご神体として用いられているという、日本人も殆んど意識していない事柄を明らかにし、そこに静かに認識を集中させて終わる。」

当神社の御神体は「神剣及び神鏡」であるのに、本映画を鑑賞した観客の多数は、佐藤忠男氏と同様に誤った認識を持つことになり、当神社にとって由々しき問題となることは、貴職にもご理解いただけるかと存じます。

本通知書における確認事項は、いずれも龍影及び李縷氏の認識を問うものですから、調査等の必要はなく、直ちに回答できるはずです。速やかな回答を求めます。

平成20年5月26日

平成20年5月26日  
20.5.26

〒102-8246

東京都千代田区九段北3丁目1番1号

通知人 靖國神社

総務部長 小方 孝次



〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目15番9号 さわだビル5階

被通知人有限会社龍影及び李纓氏代理人

弁護士 日隅一雄先生



この郵便物は 平成20年 5月 26日  
第 91018 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社

26  
18

平成  
20.5.26  
20-18